

大阪府立体育会館(エディオンアリーナ大阪)電照広告掲出者募集要項

大阪府教育庁教育振興室保健体育課が行う電照広告掲出者(以下「掲出者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

使用許可場所	所在地	位置
大阪府立体育会館 (エディオンアリーナ大阪)	大阪市浪速区難波中3丁目4番36号	別図

物件番号	電照広告掲出場所	寸法及び面積	蛍光灯数	最低使用料 (月額)
1	第1競技場東面南側	4.005m×1.005m 〔4.0250 m ² 〕	FLR40W×12本	38,600円
2	第1競技場東面北側	4.005m×1.005m 〔4.0250 m ² 〕	FLR40W×12本	33,600円
3	第1競技場西面南側	4.005m×1.005m 〔4.0250 m ² 〕	FLR40W×12本	52,500円
4	第1競技場へ至るまでの 南東階段上部	3.570m×1.515m 〔5.4086 m ² 〕	FLR40W×14本	13,000円
5	第1競技場へ至るまでの 北東階段上部	3.570m×1.515m 〔5.4086 m ² 〕	FLR40W×14本	13,000円
6	第1競技場へ至るまでの 南西階段上部	3.570m×1.515m 〔5.4086 m ² 〕	FLR40W×14本	13,000円
7	第1競技場へ至るまでの 北西階段上部	3.570m×1.515m 〔5.4086 m ² 〕	FLR40W×14本	13,000円

○公募の受付は、物件番号ごとに行います。物件番号ごとに金額を提示願います。

○掲出は、物件番号ごとに1カ所となります。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
 - ⑦ 府の指名停止措置を受けている者又は府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適當な行為によるものである場合に限る）を受けている者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
- ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること
- (5) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

3 公募条件等

(1) 使用許可期間等

① 使用許可の期間

当年度期間中（～翌年3月31日）において1箇所／1か月〈月単位〉から可能ですので、希望される場所及び期間を応募して下さい。

応募は先着順となるため、応募された使用許可期間にて別の事業者が応募済の場合は、使用できません。

掲出の開始日は原則として各月1日、掲出終了日は各月末日です。月の途中から掲出を開始した場合の使用料は還付しません。

② 使用料

ア 大阪府が設定する最低使用料以上で申し込みのあった応募価格をもって使用料とします。

最低使用料は、物件ごとの最低使用料（月額）×応募月数＋消費税で算出した合計になります。

イ 応募価格は、応募月数分の使用料を百円単位（税抜き）で提示してください。

ウ 使用料は、大阪府の発行する納入通知書により、大阪府が指定する期限（使用許可期間前）までに当該年度分を全額納入してください。

③ その他必要経費等

ア 電照広告を設置、交換及び撤去するために必要な経費はすべて掲出者の負担とします。

イ 電照広告の点灯に必要な電気代は、掲出者の負担とし、大阪府立体育会館（以下「体育会館」という。）の指定管理者に納入いただきます。電気代の算出は次のとおりとします。

<電気代>

・電気代（月額）＝電照広告板消費電力×使用料金単価（消費税及び地方消費税を含む）
×総稼動時間

・使用料金単価（消費税及び地方消費税を含む）＝館全体の使用電力料金 ÷ 館全体の使用電力量

④ 必須条件

掲出する広告の大きさは別表「大阪府立体育会館公募物件一覧」に物件番号ごとの掲出可能範囲を示していますので、その範囲内に掲出できるものとしてください。また、掲出場所は別添図を参照してください。

(2) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を期限までに確実に納付すること。
- ② 電照広告を掲出する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ③ 看板の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府及び指定管理者の指示に従うこと。
- ④ 掲出内容は、別添の大阪府広告事業要綱及び大阪府広告事業掲載基準に従うこと。
- ⑤ 体育会館は月1回の休館日を設定していますが、臨時に開館することがあります。（具体的には開館、休館日は、指定管理者にご確認ください。）

(3) 維持管理責任

使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって、許可物件を維持保存しなければならない。

(4) 指定管理者との協議

掲出者は、次の項目について指定管理者と協議し、その指示に従ってください。

- ① 維持管理等委託料について（指定管理者において、電照広告板の電源操作の管理、体育会館利用者との調整及び一時対応等として料金を申し受けます。）

- ② 電照広告掲出後、蛍光灯の交換が必要となった場合について（指定管理者に別途蛍光灯交換の費用を支払っていただきます。）
 - ③ 電照広告の掲出について
 - ④ 利用者からの問い合わせ及びクレーム、トラブル処理等について
 - ⑤ その他協議が必要な事項について
- (5) 原状回復
- 掲出者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、掲出者は一切の補償を大阪府に請求することができません。
- (6) その他留意点
- ① 電照広告は、当該施設利用者の希望等により消灯したり、布等で隠すことがありますが、その場合についても既納の使用料の還付は行いません。
また、その事実について、掲出者に対し事前や事後に通知はしません。
 - ② 掲出者は、使用許可の期間内において、掲出内容に変更が生じる場合には、事前に府の承認を得なければ掲出することができません。

4 参考データ

- (1) 名称：大阪府立体育会館（エディオンアリーナ大阪）
所在地：大阪市浪速区難波中3丁目4番36号
- (2) 開館時間：午前9時～午後9時
休館日：毎月第1火曜日（ただし、火曜日が祝日にあたる場合はその翌日）及び12月29日から1月3日
※催物等の開催状況により休館日を変更する場合があります。休館日の変更等は指定管理者と十分情報交換してください。
- (3) 来場者数：702,168人（令和元年度実績）
- (4) 主な大会・イベント等（令和元年度実績）
 - ・大相撲三月場所
 - ・西日本学生バスケットボール選手権大会
 - ・スタイリングコレクション2019関西大会 など※利用内容は年度によって異なります。平成31年度・令和元年度のイベント開催実績は別紙資料をご覧ください。
※その他施設の詳細情報は、別添の「大阪府立体育会館「電照広告」セールスシート（施設概要）」をご確認ください。

5 質問および回答

- (1) 提出方法 質問書（所定様式）により（1）受付期間内「6-（1）提出先」にご持参いただくか、電子メール又はファックスにより提出願います。
電子メール：kyoikushinko-g07@sbox.pref.osaka.jp
FAX：06-6941-4815

(2) 回答方法 ホームページ上にて回答します。

6 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合（配達証明又は簡易書留とすること。）

送り先 〒540-8571（住所表示不要）

大阪府教育庁教育振興室保健体育課競技スポーツグループ 宛

(2) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書(所定様式)
- ② 誓約書(所定様式)
- ③ 広告企画案
- ④ 会社概要（会社パンフレットなど）※法人のみ。

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

7 掲出者の決定

掲出者の決定は、先着順にて提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める内容をすべて満たす掲出者で、大阪府が設定する最低使用料以上の応募価格で申し込みを行った者とします。

8 使用許可申請の手続き

掲出者に決定した者は、使用開始月の初日の2週間前までに、行政財産使用許可申請書及び暴力団排除に関する誓約書（掲出者の決定公表の保健体育課ホームページからダウンロード）を提出してください。併せて、「2 応募資格要件」（5）に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。なお、府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税事務所が発行する納税証明書を提出すること。

《行政財産使用許可申請提出書類》※提出部数は、各1通です。

○行政財産使用許可申請書（大阪府指定様式：保健体育課ホームページからダウンロード）

○証明書類（発行日から3か月以内のもの）

＜法人の場合＞・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑登録証明書、委任状（申請者と代表者が異なる場合のみ）

＜個人の場合＞・・・印鑑登録証明書（市役所（町役場）発行のもの）

○暴力団排除に関する誓約書（大阪府指定様式：保健体育課ホームページからダウンロード）

○役員名簿（氏名〈漢字/ふりがな〉、生年月日、性別がわかるもの。様式任意）

9 掲出者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、掲出者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 掲出者が応募者の資格を失った場合
- (3) 役員等（法人の役員又はその支援若しくは営業所を代表する者をいう）又は、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき
- (5) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財政上の利益を不当に与えたと認められるとき
- (6) 役員又は経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

10 その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、掲出予定事業者の負担とします。
- (2) 体育会館では、大阪府立のスポーツ施設を有効活用するとともに安定した経営基盤を確立し、府民サービスの向上を図り、大阪府立のスポーツ施設の魅力を高めることを目的にネーミングライツ（愛称を命名する権利）を導入しています。
愛称名：エディオンアリーナ大阪
使用期間：平成27年9月1日～令和5年8月31日
※正式な名称（大阪府立体育会館）を変更するものではありません。
- (3) 体育会館の管理運営は、指定管理者制度により大阪府からシンコースポーツ・NTTグループ（代表者：シンコースポーツ株式会社）を指定管理者として指定し、委託しております。体育会館の管理運営に関しては指定管理者の指示に従ってください。

11 資料(別添)

大阪府立体育会館電照広告位置図
主なイベント開催実績一覧<平成30・令和元年度>
大阪府立体育会館「電照広告」セールスシート(施設概要)
大阪府広告事業要綱、大阪府広告事業掲載基準
大阪府立体育会館(エディオンアリーナ大阪)のホームページ ※次のホームページをご覧ください。 アドレス： https://www.furitutaiikukaikan.ne.jp/

募集に関する問い合わせ先

大阪府教育庁教育振興室保健体育課競技スポーツグループ 電照広告担当
大阪府中央区大手前3丁目2番12号 電話06-6944-6904(ダイヤルイン)

応 募 申 込 書

年 月 日

大阪府教育委員会 教育長 様

住 所（所在地）（〒 ー ）
 氏 名
 法人名
 代表者名
 （事務担当者）
 所属部署
 氏 名
 電 話

大阪府立体育会館（エディオンアリーナ大阪）電照広告掲出者募集について、
 募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 掲出希望場所及び提案使用料

使用許可場所	所在地
大阪府立体育会館 （エディオンアリーナ大阪）	大阪市浪速区難波中3丁目4番36号

物件 番号	広告掲出期間	応募価格（提案使用料）（円）			
1	月 日～ 月 日				0 0
2					0 0
3					0 0
4					0 0
5					0 0
6					0 0
7					0 0
8					0 0

- ※
1. 応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
 2. 応募価格は、応募月数分の使用料（税抜き額）とし、百円単位で記入してください。
なお、応募価格（税抜き額）に百分の百十を乗じて得た額をもって使用料とします。
 3. 金額はアラビア数字で記入してください。
 4. 初めの数字の頭に¥をいれてください。
 5. 応募しない枠は空欄にしてください。

2 添付書類

- ① 誓約書（大阪府教育委員会所定様式）
- ② 広告企画案
- ③ 会社概要（会社パンフレットなど）※法人のみ。

誓 約 書

私は、大阪府教育庁教育振興室保健体育課が実施する大阪府立体育会館（エディオンアリーナ大阪）電照広告掲出者の募集の申込みにより次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、大阪府立体育会館（エディオンアリーナ大阪）電照広告掲出者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 大阪府立体育会館（エディオンアリーナ大阪）電照広告掲出者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び掲出者の氏名（法人の場合は法人名）及び応募者数を掲載することに同意します。
- 4 大阪府立体育会館（エディオンアリーナ大阪）電照広告掲出者募集要項の各条項に掲げられている事項及びこれに基づく大阪府教育委員会教育長の指示に対して、遵守できない場合は、当該行政財産の使用許可を取り消されても不服は申し立てません。

年 月 日

大阪府教育委員会 教育長 様

住 所

（所在地）

氏 名

（法人名
代表者名

）

質 問 書

(大阪府立体育会館（エディオンアリーナ大阪）電照広告掲出者募集)

氏 名

法 人 名

代表者氏名

担当者氏名

連絡先 (TEL・FAX)